

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和 4 年 3 月 30 日

新潟市監査委員 高 井 昭一郎
 同 伊 藤 秀 夫
 同 五十嵐 完 二
 同 串 田 修 平

監査結果等に基づく措置

令和 3 年度第 1 期財政援助団体等監査結果報告（令和 4 年 1 月 26 日 新監査公表第 11 号）分

頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
5	水道局 総務部 総務課	<p>(1) 指摘事項（一部抜粋）</p> <p>水道局東庁舎において、財団職員の通勤用自動車の駐車に対しその使用を許可しておらず、使用料も徴収していなかったもの</p> <p>水道局は、財団に業務を委託するにあたり、その履行場所を水道局総務課が所管する水道局東庁舎と指定しているが、同庁舎に勤務する財団職員の通勤用自動車駐車場 28 台分について、その使用は許可されておらず、使用料も徴収していなかった。</p> <p>行政財産の使用にあたっては、当該行政目的を達成するために当然に必要と認められるものを除き、その使用の許可が必要であると解される。かかる使用許可をするに際しては、新潟市水道局行政財産目的外使用料規程第 2 条第 1 項において、行政財産の使用の許可を受けた者から使用料を徴収することが定められており、同規程第 3 条第 1 項で、使用料は使用許可をする時に徴収することとしているのであるから、直ちに使用料を徴収しなければならない。</p> <p>水道局総務課は、行政財産の適正管理はもとより、本市の水道事業が置かれている現状についてあらためて認識し、本事案に限らず保有する資産をより有効に活用する方策についても検討するよう求めるものである。</p>	<p>当該庁舎における財団職員の通勤用自動車の駐車に係る使用の許可手続き及び使用料の徴収について、新潟市水道局行政財産目的外使用料規程に基づき、適正な運用とするよう当財団と負担のあり方について協議を進め、関係規程を改正し、令和 4 年度中に使用料を徴収する。</p>
6・7	公益財団法人 新潟水道サービス 水道局 総務部 総務課	<p>(3) 意見（一部抜粋）</p> <p>財団は、昭和 45 年に日本海タワーを開設した当初に、その管理運営を主な目的として設立された。水道局の業務効率化が求められ、水道事業の委託化が進むにつれ、財団の受託業務も拡充され、現在は、水道局とともに本市の水道事業の安定的な運営に貢献している。</p> <p>水道局からの受託業務が財団の収入の大半を占めている中、近年は民間企業の台頭もあり、令和 4 年度以降、収益全体の半分近くを占める検針業務等が民間企業へ委託されるが、退職者不補充による人件</p>	<p>当財団は、水道局の事業を補完し、公益性の高いサービスを提供する立場として、水道局が行うお客さまと密接な関わりをもつ業務や水道局と緊密な連携が求められる業務について、長年の実績に基づく専門性とノウハウを生かし、今後もお客さまへ良質なサービスが提供できるよう努めてまいります。</p>

費の削減により対応していく見込みである。一方で、給水装置等の老朽化により、必要性が増している給水装置調査等の維持管理業務には、市民への説明など本市の水道事業に関する包括的な知識と技術が求められる。そのため、現時点では、本市の水道事業に精通している財団が受託することで、直営で実施するよりも経済的であり、水道局と同水準のサービスを提供できると考えられる。

水道事業を取り巻く環境は設立当時から大きく異なり、財団に求められる役割も時代とともに大きく変化している。水道局においても給水収益の減少や老朽施設の更新に対応するため、業務の一層の効率化を進めなければならず、財団や民間企業への業務委託は今後も必要性が増していくと見込まれる。財団においては、水道局とともに培ってきた知識や技術のみならず、公益財団法人としての高い信頼性を生かし、快適な水道サービスの提供に寄与するため、水道局との連携のもと、時代の要請に応じた財団の役割を果たしていくことを望むものである。